JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 改訂新旧対照表

現行	改訂案	変更箇所
(前略) 第3条 申立書 (中略) (b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール(電子メールに添付できない関係書類は除く)の両方によって提出されなければならない。 (中略) (ix) 以下に示す三項目を明確にした申立の根拠・理由 (1) 申立の対象となっているドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること (2) 登録者が、当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること (上記(2)、(3)については、処理方針の第4条り項、	(前略) 第3条 申立書 (中略) (b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール(電子メールに添付できない関係書類は除く)の両方によって提出されなければならない。 (中略) (ix) 以下に示す三項目を明確にした申立の根拠・理由 (1) 申立の対象となっているドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること (2) 登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないと考えられる理由 (3) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること (上記(2)、(3)については、処理方針の第4条b項、て項に指摘されている点について言及しなければならない。また、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数または頁数制限に従わなければならない)	2007年3月9日改訂時の 錯誤による一部反映もれ を修正するため、第3条 (b) (ix)(2)を修正
(xv) 代理人がこの手続を行う場合は、委任状(代理権の存在を証明する書類)	(xv) 代理人がこの手続を行う場合は、委任状(代理権の存在を証明する書類) (xvi) 申立人が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類(申立日前3か月以内の日付をもって証明されたもの)	第 3 条(b) (xvi)を追記

現行	改訂案	変更箇所
(c) 二つ以上のドメイン名が同一の登録者によって登録されている場合には、それら複数のドメイン名についての申立を、一つの申立によって行うことができる。	(c) 二つ以上のドメイン名が同一の登録者によって登録されている 場合には、それら複数のドメイン名についての申立を、一つの 申立によって行うことができる。	
第4条 申立書の送付	第4条 申立書の送付	
(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第19条に定める <u>料金の受領後</u> 3日(営業日)以内に、第2条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。	(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める <u>料金の受領の確認及び書面の受領後</u> 3 日(営業日)以内に、第 2 条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。	第 4 条(a)を変更
(中略)	(中略)	
第5条 答弁書	第5条 答弁書	
(a) 登録者は、手続開始日から 20日(営業日)以内に、答弁書を紛 争処理機関に提出しなければならない。	(a) 登録者は、手続開始日から 20 日 (営業日) 以内に、答弁書を紛 争処理機関に提出しなければならない。	
(b) 答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール(電子メールに添付できない関係書類は除く)の両方によって提出されなければならない。	(b) 答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール(電子メールに添付できない関係書類は除く)の両方によって提出されなければならない。	
(中略)	(中略)	
(ix) 代理人がこの手続を行う場合は、委任状(代理権の存在を証明する書類)	(ix) 代理人がこの手続を行う場合は、委任状(代理権の存 在を証明する書類)	
	(x) 登録者が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類(申立日前3か月以内の日付をもって証明されたもの)	第 5 条(b)(x)を追記
(後略)	(後略)	